

不正行為について

徳島大学教養教育院

学期末試験をはじめとする試験で単位認定に関する試験で不正行為をした者は、徳島大学学則により相応の懲戒処分を受けるとともに、不正行為があった学期中に履修した全科目（教養教育科目及び専門教育科目）の成績が取り消されます。

もちろん、取り消された科目は、再受講（改めて初めから受講すること）することとなります。

(1)不正行為とは、次のとおりです。

- ①カンニング（カンニングペーパー，IT 機器，参考書又は他の受験者の答案等を見ること，他の人から答えを教わることなど）をすること。また，答えを教えたり，カンニングに協力したりすること。
- ②使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。
- ③試験場において，試験監督者等の指示に従わないこと。
- ④他人のレポートを模写して，又はインターネット上のホームページや著書，論文等から他人の意見や図表等を盗用，剽窃して単位認定に係るレポートを作成すること。
- ⑤単位認定に係るレポートや小テスト等の代筆を行うこと及び代筆を依頼すること。
- ⑥その他，試験の公平性を損なう行為をすること。

(2)その他，不正行為と見なされるものとして，次のようなこともあります。これも，上記に準じて扱われますので注意してください。

教養教育院では，授業への取組態度を含め総合的に成績評価を行っていただくよう各教員にお願いしております。その一つとして，小レポート等の提出を毎時間求める授業があります。このような授業にて代筆を行うことは「替え玉受験」と同じです。また，代返（他人がなりすまして出席を装う行為で，他人に学生証を渡しカードリーダーに通すことも含みます）も同等に扱われる場合があります。